

第 44 回 旧 R D 最終処分場問題連絡協議会の開催結果

- 日 時 令和 5 年 2 月 7 日（火） 19:00～20:25
- 場 所 栗東市総合福祉センター（なごやかセンター） 集会室
- 主な質疑・ご意見（⇒県の回答、→栗東市の回答）

1 前回の開催結果の確認について

①県は、R D 社が倒産するまで「優良企業」と言い続けていた。アーカイブに書いて終わる問題ではない。この場でその理由を明らかにしてほしい。

⇒平成 19 年度有識者による行政対応検証委員会の報告においても、「R D 社については県の許可後、法人格を取得し、前向きに事業に取り組む姿勢を持っており、他業者と比べて比較的問題の少ない事業者という認識をしていた」という県職員の証言があり、この点については、「R D 社に対する県の認識は甘いと言わざるを得ず、またこの問題が大きくなった一因ともなったのではないか」という評価がされている。

②R D 社が倒産したと同時に処分場内の廃棄物量が許可容量の 1.8 倍となった。そこが腑に落ちないので廃棄物量が変わった平成 19 年度以前と以降の地下の構造図を出していただきたい。

③國松知事が住民と話し合いを持った際に、許可容量のオーバーについて住民から指摘をしたところ、県はそんなことはないとの見解だった。これが妥当だったのか改めて見直していただきたい。

⇒（②、③）記録を調べて検証したうえで、協議会の場で説明させていただく。

※ 資料 1 添付資料 今回の協議会で説明

④点検シートについてももう少し詳しく教えてほしい。

資料添付の点検シートですが、71 項目とありますが、どういう風にされているのか。細かい基準で見ているのか。

⇒71 か所は昨年度の定期点検で点検結果として出てきた箇所数である。内訳としては、補修が必要と判定されたのが 1 か所、補修が望ましいと判定されたのが 12 か所で、他は経過観察とされている。昨年結果ではクラックでは幅も測っており、今のところは大きな損傷はないと判断している。昨年は 1 回目ということで見られなかったが、今年度は経年変化も見たい。

2 令和 4 年度第 3 回モニタリング調査結果について

⑤Ks3 層の水は劇的によくなってきており、鉛直遮水壁の効果が出ているが、Ks2 層は多少下がっているけれどもそんなに変わっていない。これは、以前に流れた物が残っているから、やがて洗い出されて減っていくという返答だったが、底面遮水が成功していない可能性もあり得ると思うがいかがか。我々が見つけれなかった旧処分場内の Ks2 層への穴が他にあるのではないかと危惧している。

⇒一般的に、地下水の流速や流量により、下がる速度が違う可能性がある。

電気伝導度については、処分場内の廃棄物の影響もあり得るが、工事で施工したコンクリート構造物等もあり、そういった複数の電気伝導度の元になるものが想定されるので、調査結果については慎重に見ていく必要がある。他の分析項目で、自然界に存在せず処分場からの影響がより分かりやすいと考えられる1,4-ジオキサンを見ると、低下傾向が見られるため、処分場の影響については順調に下がってきていると見ている。他の穴があるかについては、ボーリング調査をしているため、大規模なものはないと考えている。小さなものについては、まだ工事後2年が経ったところであり、少なくとも有効性の確認の期間くらいまで調べないと何とも言えない。

3 維持管理の状況について

⑥硫化水素は空気より重たく下に溜まるので、通気管やピットもたまには調べていただきたい。

⇒旧処分場の内部でどういうことができるか、現在アドバイザーの先生方のご意見をいただいているところなので、まとまりましたら協議会でご説明させていただきます。

⑦下水道使用料について、毎年県から栗東市に入っているのであれば、その分くらいは何か地元に戻元してもいいのではないか。

→下水道の料金という形で栗東市の下水道のほうで県からいただいているため、今後どうするかについては十分検討したい。(栗東市が回答)

4 産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画で定めた目標の達成状況の確認結果について

⑧議会や環境省への報告は、住民の意見は入れてもらえないのでしょうか。この報告で旧処分場の問題は解決しましたというかたちにはしてもらいたくない。今後もモニタリングが必要であり、住民からそれを強く求める意見があったということはどこかに入れてもらいたい。

⇒実施計画に定める目標達成期限後には、協定に基づく有効性の確認を令和8年3月を目途に行うこと、さらに最終的な目標として旧処分場の安定化の確認に向かって、まだまだ取組は必要であるというかたちで、この協定も含めて説明させていただきます。

旧処分場内廃棄物量について

1 許可容量について

県は、昭和 55 年 3 月に第 1 処分場の設置届を受理し、平成 6 年 9 月に第 2 処分場の設置を許可している。その後何度か埋め立て範囲、容量が変更されており、最終的には平成 15 年 11 月に受理した軽微変更届により、以下の許可面積、容量となっている。

第 1 処分場	第 2 処分場	合計
面積:38,429.46 m ²	面積:10,111.47 m ²	面積:48,540.93 m ²
容量:320,529 m ³	容量:80,659 m ³	容量:401,188 m ³

2 埋め立て廃棄物量の推定について

(1) 平成 19 年追加調査に基づく推計

県は平成 19 年、RD 最終処分場問題対策委員会で内容を決定した追加調査を実施し、調査の結果、埋め立て廃棄物量は許可容量の 1.8 倍の約 72 万 m³と推定した。このことは同年 9 月に公表し、10 月に同委員会へ報告した。

推計方法は以下のとおりである。

- ・ 20m 間隔の横断測量を実施し、地表面の形状を把握。
- ・ ボーリング調査を旧処分場内 12 箇所 (60m メッシュで既往調査地点を除く地点) で実施し、廃棄物層の底面の形状を推定。(図 1)
- ・ 以上の 2 つから、地表面と廃棄物層の底面の間の廃棄物等の埋め立て量を約 72.6 万 m³と推計し、別途算定した覆土等の量 (約 1.2 万 m³) を差し引くことで、埋め立て廃棄物量を約 71.4 万 m³と推計。

(2) 平成 19 年以前の推計状況

例えば、平成 16 年 2 月に國松知事が地元住民との懇談を行った際、住民からの指摘に対し、以下のように回答している。

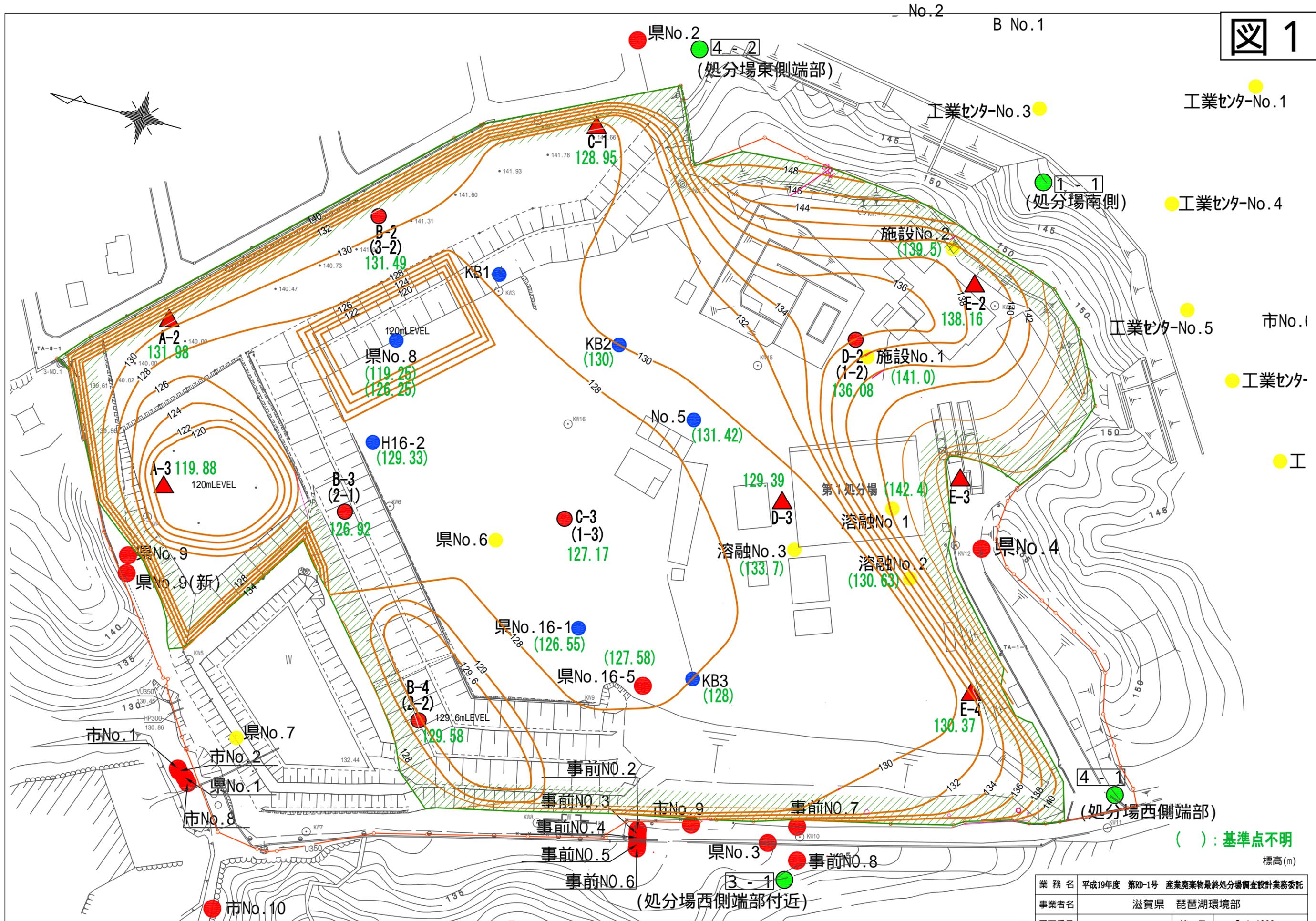
(住民)：現在の高さ等から考えると許可量を超えている可能性があり、どれだけゴミが入っているか調べて欲しい。

(知事)：許可範囲内で埋立を行っているはずである。まずは、安全対策が重要であり、その中で分かってきたことがあればその時点で対応していく。

この段階では、旧 RD 社による測量結果および改善命令を受けたその後の工事関係の図面等から地表面の形状を概ね把握していたが、廃棄物層の底面の面的な広がりやを推定できるデータがなかったため、届出・許可申請の図面にある処分場の底面 (図 2) を基準に廃棄物量を推計し、許可容量以内であると判断している。

埋め立て廃棄物量の把握については、平成 19 年度の有識者による行政対応検証委員会の報告書において、平成 10 年 6 月に発出した改善命令に係る一連の対応の評価の項目で、「本件改善命令の履行中に RD 社が深掘りを行い、産業廃棄物を埋立てしていた事実から、他にも同様のケースがあるのではないかと RD 社を追及し、調査を行っていれば、最終的に許可容量の 1.8 倍の産業廃棄物が埋め立てられていたという処分場の全貌がこの時点で明らかになっていた可能性」があったと評価されており、県の対応の甘さが指摘された。報告書を受け、嘉田知事は「県としても責任を感じている。」と述べている。

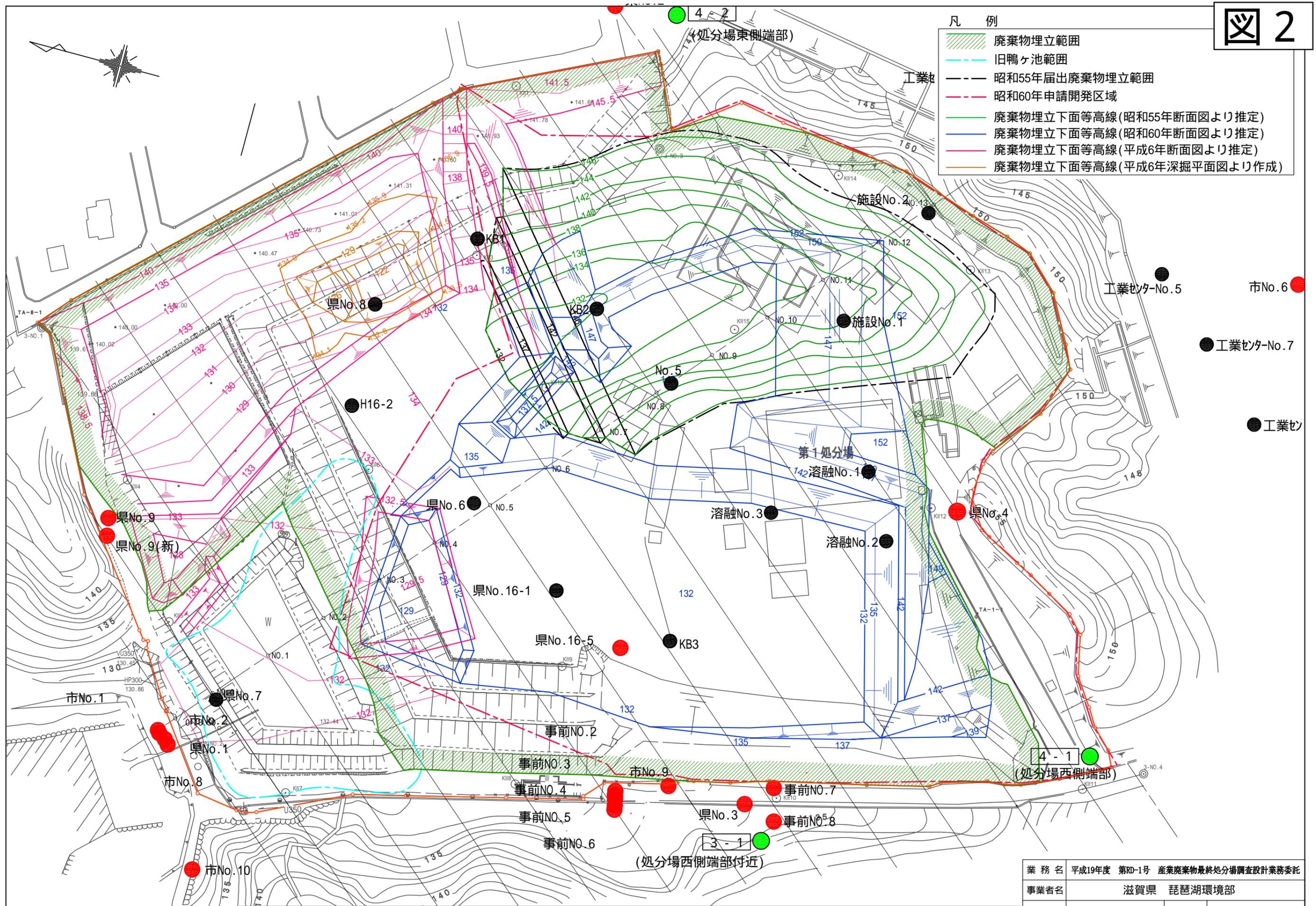
図 1



() : 基準点不明
標高(m)

RD最終処分場問題対策委員会協議会 (H19.10.3) 参考資料

業務名	平成19年度 第RD-1号 産業廃棄物最終処分場調査設計業務委託		
事業者名	滋賀県 琵琶湖環境部		
図面番号	縮尺	S=1:1000	
図面名称	廃棄物層下面コンター図		



RD最終処分場問題対策委員会協議会 (H19.10.3) 参考資料

業務名	平成19年度 第RD-1号 産業廃棄物最終処分場調査設計業務委託		
事業者名	滋賀県 琵琶湖環境部		
図面番号	縮尺	S=1:1000	
図面名称	廃棄物申請書類による下面図		